

令04原機(科保)077
令和4年8月31日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口 正範
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定について、別紙のとおり変更認可を申請いたします。

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定の変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定の主な変更の内容及び理由は、以下のとおりである。なお、変更内容の詳細は別添に示す。

1. 変更の内容

- (1) 東海第二発電所安全性向上対策工事の作業用地確保に伴う周辺監視区域の変更
 - 1) 周辺監視区域の一部の変更 (第2編別図第1)
- (2) 廃棄物安全試験施設に係る内容の変更
 - 1) 1F燃料デブリに係る記載の追加 (第8編第5条、第15条、第16条、別表第1、別表第8及び別表第9)
 - 2) 核燃料物質使用の変更許可の障害対策書及び安全対策書の添付書類1への取込みに係る変更 (第8編第5条、第16条及び別表第1)
 - 3) ガンマ線エリアモニタ及び室内ダストモニタの監視対象に係る変更 (第8編別表第11)
 - 4) その他、記載の適正化 (第8編別表第5及び別表第9)
- (3) バックエンド研究施設に係る内容の変更
 - 1) 核燃料物質の最大取扱量の変更 (第10編別表第1-2、別表第1-3)
 - 2) 核燃料物質の種類追加 (第10編別表第1-8)
 - 3) 使用場所の追加 (第10編別表第1-11)

2. 変更の理由

- (1) 東海第二発電所安全性向上対策工事の作業用地確保に伴う周辺監視区域の変更
日本原子力発電株式会社東海第二発電所の新規規制基準適合に係る安全性向上対策工事の作業用地確保に伴い周辺監視区域を変更するため。なお、法令に定める周辺監視区域について講ずべき措置に関しては、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構と日本原子力発電株式会社との「周辺監視区域等の使用に関する覚書」に基づき、引き続き実施する。また、今回の周辺監視区域変更に伴い変更する周辺監視区域境界付近において、周辺監視区域に業務上立ち入る者が受ける原子力科学研究所の施設からの実効線量が1年間につき1mSvを超えるおそれのないことを、原子炉設置変更許可申請書及び核燃料物質使用変更許可申請書の計算条件及び計算方法を用い、確認している。
- (2) 廃棄物安全試験施設に係る内容の変更
廃棄物安全試験施設の1F燃料デブリに係る記載の追加、障害対策書及び安全対策書の添付書類1への取込みに係る変更及びガンマ線エリアモニタ及び室内ダストモニタの監視対象に係る変更について、令和4年6月8日付け原規規発第2206089号をもって核燃料物質使用の変更許可を受けたことに伴う反映のため。
- (3) バックエンド研究施設に係る内容の変更
バックエンド研究施設の核燃料物質の最大取扱量の変更、核燃料物質の種類追加及び使用場所の追加について、令和4年6月8日付け原規規発第2206089号をもって核燃料物質使用の変更許可を受けたことに伴う反映のため。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日から起算して休日を除き3日を経過した日から

施行する。ただし、改正後の第2編別図第1は、施行日以降、改正後の周辺監視区域境界に標識を設置した日から施行する。

以上

別添

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所 核燃料物質使用施設等保安規定
新旧対照表

第2編 放射線管理

令和4年8月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第2編 放射線管理)

変更前	変更後	備考
<p>第2編 放射線管理</p> <p>目次 (省略)</p> <p>第1章 (省略)</p> <p>第2章 管理区域等の管理 第1節 ～ 第2節 (省略)</p> <p>第3節 周辺監視区域の管理 (周辺監視区域の指定)</p> <p>第16条 周辺監視区域は、別図第1に示すとおりとする。</p> <p>第17条 (省略)</p> <p>第4節 ～ 第6節 (省略)</p> <p>第3章 ～ 第8章 (省略)</p> <p>別表第1 ～ 別表第24 (省略)</p>	<p>第2編 放射線管理</p> <p>目次 (変更なし)</p> <p>第1章 (変更なし)</p> <p>第2章 管理区域等の管理 第1節 ～ 第2節 (変更なし)</p> <p>第3節 周辺監視区域の管理 (周辺監視区域の指定)</p> <p>第16条 周辺監視区域は、別図第1に示すとおりとする。</p> <p>第17条 (変更なし)</p> <p>第4節 ～ 第6節 (変更なし)</p> <p>第3章 ～ 第8章 (変更なし)</p> <p>別表第1 ～ 別表第24 (変更なし)</p>	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第2編 放射線管理)

変更前	変更後	備考
<p>別図第1 周辺監視区域</p> <p>.....: 周辺監視区域境界 ■: モニタリングポスト</p>	<p>別図第1 周辺監視区域</p> <p>.....: 周辺監視区域境界 ■: モニタリングポスト</p>	<p>☁️: 周辺監視区域境界の変更</p> <p>安全性向上対策工事の作業用地確保に伴う変更</p> <p>注) 雲線枠は、変更箇所を示すものであり、変更内容に含まない。</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第2編 放射線管理)

変 更 前	変 更 後	備 考
別記様式第1 ～ 別記様式第5 (省略)	別記様式第1 ～ 別記様式第5 (変更なし)	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
新旧対照表

第8編 廃棄物安全試験施設の管理

令和4年8月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第8編 廃棄物安全試験施設の管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第8編 廃棄物安全試験施設の管理</p> <p>目次 (省略)</p> <p>第1章 通則 第1条 ～ 第4条 (省略)</p> <p>第2章 使用の管理 第1節 使用上の制限 (使用施設の使用上の制限)</p> <p>第5条 ホット材料試験課長は、別表第1に掲げる使用場所ごとに核燃料物質の取扱数量を超えて使用してはならない。</p> <p><u>2</u> ホット材料試験課長は、東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所から受入れた試料(土壌、瓦礫、植物及び汚染水)、原子炉建屋内及びタービン建屋内で採取した試料(金属材料、有機材料、瓦礫及び滞留水)及び汚染水の処理設備の試料(構造物、吸着材、処理水、汚染水の処理に伴う二次廃棄物)(以下「1F汚染物」という。)を使用する場合は、各使用場所内の1F汚染物の放射エネルギーと使用の目的1に係る使用済燃料の放射エネルギーの合計が、別表第1に掲げる使用場所ごとの取扱数量を超えて使用してはならない。</p> <p><u>3</u> ホット材料試験課長は、別表第1を各使用場所に表示しなければならない。</p> <p><u>4</u> ホット材料試験課長は、核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、当該核燃料物質の使用の許可を受けた場所で行わなくてはならない。この場合、内容物が明確に把握できていない核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、セル等で行わなければならない。</p> <p>第6条 ～ 第14条の2 (省略)</p> <p>第4章 核燃料物質の管理 (使用等の制限)</p> <p>第15条 ホット材料試験課長は、核燃料物質又は1F汚染物を受入れ、払出し及び廃棄をしようとするときは、次の各号に掲げるところにより、法第52条の規定により許可を受けた年間予定使用量(以下「年間予定使用量」という。)を超えないようにして行わなければならない。</p> <p>(1) いかなる時点においても、受け入れようとする核燃料物質の量と在庫量との和が年間予定使用量(最大存在量)を超えないこと。また、受け入れようとする1F汚染物の放射エネルギーと1F汚染物の</p>	<p>第8編 廃棄物安全試験施設の管理</p> <p>目次 (変更なし)</p> <p>第1章 通則 第1条 ～ 第4条 (変更なし)</p> <p>第2章 使用の管理 第1節 使用上の制限 (使用施設の使用上の制限)</p> <p>第5条 ホット材料試験課長は、別表第1に掲げる使用場所ごとに核燃料物質の取扱数量を超えて使用してはならない。</p> <p><u>2</u> ホット材料試験課長は、No.1セルにおいて、使用の目的1と使用の目的2に係る核燃料物質を同時に使用してはならない。</p> <p><u>3</u> ホット材料試験課長は、東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所から受入れた試料(土壌、瓦礫、植物及び汚染水)、原子炉建屋内及びタービン建屋内で採取した試料(金属材料、有機材料、瓦礫及び滞留水)、<u>汚染水の処理設備の試料(構造物、吸着材、処理水、汚染水の処理に伴う二次廃棄物)(以下「1F汚染物」という。)</u>並びに同発電所内で採取した溶融した燃料成分が構造物を巻き込みながら固化した物、切り株状燃料及び損傷ペレット(以下「1F燃料デブリ」という。))を使用する場合は、各使用場所内の1F汚染物の放射エネルギーと使用の目的1に係る使用済燃料(1F燃料デブリを含む。)の放射エネルギーの合計が、別表第1に掲げる使用場所ごとの取扱数量を超えて使用してはならない。</p> <p><u>4</u> ホット材料試験課長は、別表第1を各使用場所に表示しなければならない。</p> <p><u>5</u> ホット材料試験課長は、核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、当該核燃料物質の使用の許可を受けた場所で行わなくてはならない。この場合、内容物が明確に把握できていない核燃料物質を貯蔵した容器の閉じ込め境界を開封するときは、セル等で行わなければならない。</p> <p>第6条 ～ 第14条の2 (変更なし)</p> <p>第4章 核燃料物質の管理 (使用等の制限)</p> <p>第15条 ホット材料試験課長は、核燃料物質又は1F汚染物を受入れ、払出し及び廃棄をしようとするときは、次の各号に掲げるところにより、法第52条の規定により許可を受けた年間予定使用量(以下「年間予定使用量」という。)を超えないようにして行わなければならない。</p> <p>(1) いかなる時点においても、受け入れようとする核燃料物質の量と在庫量との和が年間予定使用量(最大存在量)を超えないこと。また、受け入れようとする1F汚染物の放射エネルギーと1F汚染物の</p>	<p>同時使用しないこと について明確化 番号の繰下げ</p> <p>記載の適正化 1F燃料デブリの試験に係る事項の追加 1F燃料デブリの試験に係る事項の追加</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第8編 廃棄物安全試験施設の管理）

変更前	変更後	備考
<p>在庫量（放射エネルギー）と使用済燃料の在庫量（放射エネルギー）との和が年間予定使用量（最大存在量）を超えないこと。</p> <p>(2) 1年間に受入れ、払出し及び廃棄をしようとする核燃料物質の量が年間予定使用量（延べ取扱量）を超えないこと。また、1年間に受入れ、払出し及び廃棄をしようとする1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料の放射エネルギーの和が年間予定使用量（延べ取扱量）を超えないこと。</p> <p>2 前項の年間予定使用量は、別表第8に掲げるとおりとする。</p> <p>第15条の2 ～ 第15条の3 （省略）</p> <p>（貯蔵）</p> <p>第16条 ホット材料試験課長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、別表第9に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる種類の核燃料物質以外の核燃料物質を貯蔵し、又は同表に掲げる最大収納量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p><u>2</u> ホット材料試験課長は、1F汚染物を貯蔵しようとするときは、別表第9に掲げる貯蔵施設で行うこと。また、設備内の1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料の放射エネルギーの和が、同表に掲げる最大収納量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p><u>3</u> ホット材料試験課長は、別表第9を各設備に表示しなければならない。</p> <p><u>4</u> ホット材料試験課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、当該核燃料物質の性状、使用履歴、貯蔵時の措置等を記録しなければならない。</p> <p><u>5</u> ホット材料試験課長は、核燃料物質を貯蔵した容器について、定期的に点検しなければならない。</p> <p>第17条 ～ 第24条 （省略）</p>	<p>在庫量（放射エネルギー）と使用済燃料（<u>1F燃料デブリを含む。</u>）の在庫量（放射エネルギー）との和が年間予定使用量（最大存在量）を超えないこと。</p> <p>(2) 1年間に受入れ、払出し及び廃棄をしようとする核燃料物質の量が年間予定使用量（延べ取扱量）を超えないこと。また、1年間に受入れ、払出し及び廃棄をしようとする1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料（<u>1F燃料デブリを含む。</u>）の放射エネルギーの和が年間予定使用量（延べ取扱量）を超えないこと。</p> <p>2 前項の年間予定使用量は、別表第8に掲げるとおりとする。</p> <p>第15条の2 ～ 第15条の3 （変更なし）</p> <p>（貯蔵）</p> <p>第16条 ホット材料試験課長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、別表第9に掲げる貯蔵施設で行い、かつ、同表に掲げる種類の核燃料物質以外の核燃料物質を貯蔵し、又は同表に掲げる最大収納量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p><u>2</u> ホット材料試験課長は、No.1セル固化体貯蔵ピットにおいて、使用の目的1と使用の目的2に係る核燃料物質を同一のピット用収納容器へ収納してはならない。</p> <p><u>3</u> ホット材料試験課長は、1F汚染物を貯蔵しようとするときは、別表第9に掲げる貯蔵施設で行うこと。また、設備内の1F汚染物の放射エネルギーと使用済燃料（<u>1F燃料デブリを含む。</u>）の放射エネルギーの和が、同表に掲げる最大収納量を超えて貯蔵してはならない。</p> <p><u>4</u> ホット材料試験課長は、別表第9を各設備に表示しなければならない。</p> <p><u>5</u> ホット材料試験課長は、核燃料物質を貯蔵するときは、当該核燃料物質の性状、使用履歴、貯蔵時の措置等を記録しなければならない。</p> <p><u>6</u> ホット材料試験課長は、核燃料物質を貯蔵した容器について、定期的に点検しなければならない。</p> <p>第17条 ～ 第24条 （変更なし）</p>	<p>1F燃料デブリの試験に係る事項の追加</p> <p>1F燃料デブリの試験に係る事項の追加</p> <p>同一容器に収納しないことを明確化 番号の繰下げ 1F燃料デブリの試験に係る事項の追加</p>

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第8編 廃棄物安全試験施設の管理)

変更前							変更後							備考
別表第1 核燃料物質の取扱数量							別表第1 核燃料物質の取扱数量							
*1 使用場所	使用の目的1*7					使用の 目的2*8	使用場所*1	使用の目的1*2					使用の 目的2*3	
	*2*9 高レベル放射 性廃棄物試料	*3*9 使用済燃料 の小試料	*4 Pu	*4 U	*4 Th	*6 使用済燃料 の小試料		高レベル放 射性廃棄物 試料(Bq)*4	使用済燃料 の小試料 (Bq)*4*5	Pu (g)*6	U (kg)*6	Th (g)*6	使用済燃料 の小試料 (Bq)	
No. 1 セル	1.85 PBq	66.6 TBq	12 g *5	2 kg	2 g	320 TBq	No. 1 セル	1.85×10 ¹⁵	6.66×10 ¹³	12(ただし密封)	2	2	3.20×10 ¹⁴	
No.1セル固化体貯蔵ピット	37 PBq	185 TBq	60 g *5	15.1 kg	10 g	320 TBq	No.1セル固化体貯蔵ピット	3.7 ×10 ¹⁶	1.85×10 ¹⁴	60(ただし密封)	15.1	10	3.20×10 ¹⁴	
No. 2 セル	1.85 PBq	66.6 TBq	12 g *5	2 kg	2 g	—	No. 2 セル	1.85×10 ¹⁵	6.66×10 ¹³	12(ただし密封)	2	2	—	
No. 3 セル	1.85 PBq	66.6 TBq	12 g *5	2 kg	2 g	—	No. 3 セル	1.85×10 ¹⁵	6.66×10 ¹³	12(ただし密封)	2	2	—	
No.3セル固化体一時貯蔵ピット	1.85 PBq	66.6 TBq	—	2 kg	2 g	—	No.3セル固化体一時貯蔵ピット	1.85×10 ¹⁵	6.66×10 ¹³	—	2	2	—	
No. 4 セル	370 TBq	1.48 TBq	12 g *10	1 kg	2 g	—	No. 4 セル	3.70×10 ¹⁴	1.48×10 ¹²	12*7	1	2	—	
No. 5 セル	18.5 TBq	1.48 TBq	12 g *10	1 kg	2 g	—	No. 5 セル	1.85×10 ¹³	1.48×10 ¹²	12*7	1	2	—	
No.5セル固化体一時貯蔵ピット	18.5 TBq	1.48 TBq	12 g	1 kg	2 g	—	No.5セル固化体一時貯蔵ピット	1.85×10 ¹³	1.48×10 ¹²	12	1	2	—	
鉛セル	740 GBq	740 GBq	1 g *10	1 kg	1 g	—	鉛セル	7.40×10 ¹¹	7.40×10 ¹¹	1*7	1	1	—	
メンテナンスボックス	—	—	0.2 g*10	0.1 kg	0.1 g	—	メンテナンスボックス	—	—	0.2*7	0.1	0.1	—	
ホット化学実験室							ホット化学実験室							
グローブボックス	370 MBq	370 MBq	0.2 g*10	0.1 kg	0.1 g	—	グローブボックス	3.70×10 ⁸	3.70×10 ⁸	0.2*7	0.1	0.1	—	
フード	74 MBq	74 MBq	—	—	—	—	フード	7.4 ×10 ⁷	7.4 ×10 ⁷	—	—	—	—	
化学分析室							化学分析室							
グローブボックス	370 MBq	370 MBq	0.2 g*10	0.1 kg	0.1 g	—	グローブボックス	3.70×10 ⁸	3.70×10 ⁸	0.2*7	0.1	0.1	—	
試料処理室							試料処理室							
物性測定用ボックス	—	—	0.2 g*10	0.1 kg	0.1 g	—	物性測定用ボックス	—	—	0.2*7	0.1	0.1	—	
ボックス付比熱容量測定装置	—	—	0.1 g*10	0.1 kg	0.1 g	—	ボックス付比熱容量測定装置	—	—	0.1*7	0.1	0.1	—	
ホットモックアップ室							ホットモックアップ室							
フード	74 MBq	74 MBq	—	—	—	—	フード	7.4 ×10 ⁷	7.4 ×10 ⁷	—	—	—	—	

障害対策書及び安全対策書の添付書類1への取込み及び1F燃料デブリの試験に係る事項の追加に伴う変更
(許可書に合わせた記載方法に変更)

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第8編 廃棄物安全試験施設の管理）

変更前	変更後	備考
<p>使用の目的1*7と使用の目的2*8に係る核燃料物質は、No.1セルにおいて同時使用しない。 また、No.1セル固化体貯蔵ピットにおいて同一のピット用収納容器に収納しない。</p> <p>*1 鉛セル及びグローブボックス並びにフードにおいては、高レベル放射性廃棄物試料と使用済燃料の小試料は同時に取り扱わないものとする。</p> <p>*2 燃料体：軽水炉用 燃焼度：平均28,000MWd/t 再処理：ウラン回収率99.9%、プルトニウム回収率99.7% 再処理後経過時間：炉取出後180日冷却で再処理し、その後3～10年経過した廃液。この条件に該当しない試験廃液は、その取扱いにおいて安全対策上この条件と等価の量（相当量）とする。 形態：高レベル放射性廃液及び同液を固化体としたものである。</p> <p>*3 燃料棒：ウラン濃縮度5w/o(²³⁵U) 燃焼度：60,000MWd/t 冷却日数：90日</p> <p>*4 Pu、U及びThは高レベル放射性廃棄物試料と使用済燃料の小試料に含まれる量を除く。</p> <p>*5 但し密封</p> <p>*6 燃料体：JRR-3M使用済燃料 初期ウラン濃縮度：20% 燃焼度：50% 冷却期間：365日</p> <p>*7 放射性廃棄物の処理処分の安全性に関する試験研究、原子炉等の構造材の健全性に関する試験研究及び原子炉で照射した核燃料物質の照射後試験を行う。</p> <p>*8 使用済燃料の貯蔵及び貯蔵中の使用済燃料の健全性の確認を行う。</p> <p>*9 取扱可能な性状は、固体又は液体とする。なお、鋼製容器に封入されていない使用済燃料の小試料（液体状）の取扱制限量は、貯蔵ピットを除く使用場所全体で5×10¹¹Bqとする。</p> <p>*10 ただし、非密封粉体の取扱制限量は、使用場所全体で1gとする。</p>	<p>*1 鉛セル及びグローブボックス並びにフードにおいては、高レベル放射性廃棄物試料と使用済燃料の小試料は同時に取り扱わないものとする。</p> <p>*2 放射性廃棄物の処理処分の安全性に関する試験研究、原子炉等の構造材の健全性に関する試験研究及び原子炉で照射した核燃料物質の照射後試験を行う。</p> <p>*3 使用済燃料の貯蔵及び貯蔵中の使用済燃料の健全性の確認を行う。</p> <p>*4 取扱可能な性状は、固体又は液体とする。なお、鋼製容器に封入されていない使用済燃料の小試料（液体状）の取扱制限量は、貯蔵ピットを除く使用場所全体で5.0×10¹¹Bqとする。</p> <p>*5 1F燃料デブリを含む。</p> <p>*6 Pu、U及びThは高レベル放射性廃棄物試料と使用済燃料の小試料に含まれる量を除く。</p> <p>*7 ただし、非密封粉体の取扱制限量は、使用場所全体で1gとする。</p>	<p>（同時使用制限事項を本文中に記載したため削除） （注釈順番の整理） （*2、*3及び*6 添付書類1へ記載したため削除）</p> <p>（許可書に合わせて5.0に変更） （1F燃料デブリの試験に係る事項の追加） （*5 上記表に追加）</p>
<p>別表第2 ～ 別表第4 （省略）</p>	<p>別表第2 ～ 別表第4 （変更なし）</p>	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第8編 廃棄物安全試験施設の管理）

変更前			変更後			備考
別表第5 作業開始前及び作業終了後の点検			別表第5 作業開始前及び作業終了後の点検			
区分	設備名	点検項目	区分	設備名	点検項目	
本	ベータ・ガンマセル（No.1、No.2及びNo.3）及び固化体貯蔵ピット	(1) 機器等が正常に維持されていること。 (2) 負圧が正常に維持されていること。	本	ベータ・ガンマセル（No.1、No.2及びNo.3）及び固化体貯蔵ピット	(1) 機器等が正常に維持されていること。 (2) 負圧が正常に維持されていること。	
	アルファ・ガンマセル（No.4、No.5及び鉛セル）	(3) <u>しゃへい</u> 扉、ハッチ等の開口が閉鎖状態にあること。 (4) 必要箇所に消火剤が用意されていること。		アルファ・ガンマセル（No.4、No.5及び鉛セル）	(3) <u>遮蔽</u> 扉、ハッチ等の開口が閉鎖状態にあること。 (4) 必要箇所に消火剤が用意されていること。	
体	グローブボックス（1-I、1-II、2、3、4及び5）、メンテナンスボックス、 α γ アイソレーションルーム及びサンプリングボックス	(1) 機器等が正常に維持されていること。 (2) 負圧が正常に維持されていること。 (3) ポート等の開口が閉鎖状態にあること。 (4) グローブ、ビニールバック等に損傷がないこと。 (5) 外部表面に汚染がないこと。	体	グローブボックス（1-I、1-II、2、3、4及び5）、メンテナンスボックス、 α γ アイソレーションルーム及びサンプリングボックス	(1) 機器等が正常に維持されていること。 (2) 負圧が正常に維持されていること。 (3) ポート等の開口が閉鎖状態にあること。 (4) グローブ、ビニールバック等に損傷がないこと。 (5) 外部表面に汚染がないこと。	
	液体廃棄設備 〔廃液制御系、高レベル廃液系及びアルファ・ガンマ廃液系〕	警報水位以下で配管、バルブ等が正常であること。		液体廃棄設備 〔廃液制御系、高レベル廃液系及びアルファ・ガンマ廃液系〕	警報水位以下で配管、バルブ等が正常であること。	
設	試験機器	セル等に設置した試験機器類が正常に維持されていること。	設	試験機器	セル等に設置した試験機器類が正常に維持されていること。	
	インセルモニタ	指示値が正常であること。		インセルモニタ	指示値が正常であること。	
特	受変電設備	電圧、電流が正常であること。	特	受変電設備	電圧、電流が正常であること。	
	非常用電源設備	始動用圧縮空気及び操作機器等が正常であること。		非常用電源設備	始動用圧縮空気及び操作機器等が正常であること。	
施	空気圧縮設備	警報圧力以上で、操作機器等が正常であること。	施	空気圧縮設備	警報圧力以上で、操作機器等が正常であること。	
	気体廃棄設備	電源電圧、操作機器等が正常であること。		気体廃棄設備	電源電圧、操作機器等が正常であること。	
設	液体廃棄設備 〔中レベル廃液系、低レベル廃液系及び極低レベル廃液系〕	警報水位以下で配管、バルブ等が正常であること。	設	液体廃棄設備 〔中レベル廃液系、低レベル廃液系及び極低レベル廃液系〕	警報水位以下で配管、バルブ等が正常であること。	
別表第6 ～ 別表第7 (省略)			別表第6 ～ 別表第7 (変更なし)			

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第8編 廃棄物安全試験施設の管理)

変更前			変更後			備考
別表第8 核燃料物質の年間予定使用量			別表第8 核燃料物質の年間予定使用量			
核燃料物質の種類	年間予定使用量		核燃料物質の種類	年間予定使用量		
	最大存在量	延べ取扱量		最大存在量	延べ取扱量	
劣化ウラン	3.0 kg	3.0 kg	劣化ウラン	3.0 kg	3.0 kg	1 F 燃料デブリの試験に係る事項の追加
天然ウラン	8.0 kg	8.0 kg	天然ウラン	8.0 kg	8.0 kg	
濃縮ウラン			濃縮ウラン			
5%未満	7.5 kg (²³⁵ U 量 375 g)	7.5 kg (²³⁵ U 量 375 g)	5%未満	7.5 kg (²³⁵ U 量 375 g)	7.5 kg (²³⁵ U 量 375 g)	
5%以上 20%未満	7.0 kg (²³⁵ U 量 1400 g)	7.0 kg (²³⁵ U 量 1400 g)	5%以上 20%未満	7.0 kg (²³⁵ U 量 1400 g)	7.0 kg (²³⁵ U 量 1400 g)	
20%以上	600 g (²³⁵ U 量 600 g)	600 g (²³⁵ U 量 600 g)	20%以上	600 g (²³⁵ U 量 600 g)	600 g (²³⁵ U 量 600 g)	
プルトニウム(密封及び非密封)	60 g	60 g	プルトニウム(密封及び非密封)	60 g	60 g	
トリウム	150 g	150 g	トリウム	150 g	150 g	
使用済燃料及び高レベル放射性廃棄物試料	37 PBq	37 PBq	使用済燃料及び高レベル放射性廃棄物試料 (1 F 燃料デブリを含む。)	37 PBq (<input type="text"/> Bq*)	37 PBq (<input type="text"/> Bq*)	
			*使用済燃料の年間予定使用量のうち、1 F 燃料デブリの最大の量			

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第8編 廃棄物安全試験施設の管理）

変更前				変更後				備考		
別表第9 核燃料物質の最大収納量				別表第9 核燃料物質の最大収納量						
核燃料物質貯蔵施設		種類	最大収納量	核燃料物質貯蔵施設		種類	最大収納量			
設備	数量			設備	数量					
*2 No.1セル 固化体貯蔵 ピット	20個	使用済燃料及び高レベル放射性廃棄物試料*1	全数で 37 PBq	*2 No.1セル 固化体貯蔵 ピット	20個	使用済燃料（1 F 燃料デブリを含む。）及び高レベル放射性廃棄物試料*1	全数で 37 PBq	1 F 燃料デブリの試験に係る事項の追加		
		劣化ウラン	全数で 2.0 kg			劣化ウラン	全数で 2.0 kg			
		天然ウラン	全数で 8.0 kg			天然ウラン	全数で 8.0 kg			
		濃縮ウラン	5%未満			全数で 5.0 kg	濃縮ウラン		5%未満	全数で 5.0 kg
			5%以上 20%未満			全数で 0.1 kg			5%以上 20%未満	全数で 0.1 kg
		プルトニウム（但し密封）				全数で 60 g	プルトニウム（ただし密封）		全数で 60 g	
		トリウム				全数で 10 g	トリウム		全数で 10 g	
*2 No.3セル 固化体一時 貯蔵ピット	1個	使用済燃料及び高レベル放射性廃棄物試料	1.85 PBq	*2 No.3セル 固化体一時 貯蔵ピット	1個	使用済燃料（1 F 燃料デブリを含む。）及び高レベル放射性廃棄物試料	1.85 PBq	1 F 燃料デブリの試験に係る事項の追加		
		劣化ウラン	0.1 kg			劣化ウラン	0.1 kg			
		天然ウラン	0.9 kg			天然ウラン	0.9 kg			
		濃縮ウラン	5%未満			0.9 kg	濃縮ウラン		5%未満	0.9 kg
			5%以上 20%未満			0.1 kg			5%以上 20%未満	0.1 kg
		トリウム				2 g	トリウム		2 g	
*2 No.5セル 固化体一時 貯蔵ピット	1個	使用済燃料及び高レベル放射性廃棄物試料	18.5 TBq	*2 No.5セル 固化体一時 貯蔵ピット	1個	使用済燃料（1 F 燃料デブリを含む。）及び高レベル放射性廃棄物試料	18.5 TBq	1 F 燃料デブリの試験に係る事項の追加		
		劣化ウラン	0.1 kg			劣化ウラン	0.1 kg			
		天然ウラン	0.4 kg			天然ウラン	0.4 kg			
		濃縮ウラン	5%未満			0.4 kg	濃縮ウラン		5%未満	0.4 kg
			5%以上 20%未満			0.1 kg			5%以上 20%未満	0.1 kg
		プルトニウム				12 g	プルトニウム		12 g	
		トリウム				2 g	トリウム		2 g	
*1 使用の目的1の使用済燃料の小試料及び高レベル放射性廃棄物試料並びに使用の目的2の使用済燃料の小試料を含む。 *2 Pu、U及びThは高レベル放射性廃棄物試料と使用済燃料の小試料に含まれる量を除く。				*1 使用の目的1の使用済燃料の小試料及び高レベル放射性廃棄物試料並びに使用の目的2の使用済燃料の小試料を含む。 *2 Pu、U及びThは高レベル放射性廃棄物試料と使用済燃料の小試料に含まれる量を除く。				記載の適正化		
別表第10 核的制限値 (省略)				別表第10 核的制限値 (変更なし)						

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第8編 廃棄物安全試験施設の管理)

変更前						変更後						備考	
別表第11 放射線測定機器及び測定箇所						別表第11 放射線測定機器及び測定箇所							
機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	使用方法	測定線種	機器種別	測定箇所	指示範囲	数量	使用方法	測定線種		
排気ダストモニタ	排気口	$0 \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視に用いる。	アルファ線	排気ダストモニタ	排気口	$0 \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1	排気中の放射性塵埃濃度の連続監視に用いる。	アルファ線	ガンマ線エリアモニタ及び室内ダストモニタの監視対象に係る記載の明確化	
		$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1		ベータ線								
室内ダストモニタ	施設内	$0 \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1	管理区域内空气中の放射性塵埃濃度の監視に用いる。	アルファ線	室内ダストモニタ	施設内	$0 \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1	作業環境中の空气中の放射性塵埃濃度の監視に用いる。	アルファ線		
		$10^{-1} \sim 10^5 \text{ s}^{-1}$	1		ベータ線								
ガンマ線エリアモニタ		$10^{-1} \sim 10^5 \mu\text{Sv/h}$	9	管理区域の線量当量率の連続監視に用いる。	ガンマ線	ガンマ線エリアモニタ		$10^{-1} \sim 10^5 \mu\text{Sv/h}$	9	作業環境中の線量当量率の連続監視に用いる。	ガンマ線		
別表第12 ～ 別表第14 (省略)						別表第12 ～ 別表第14 (変更なし)							
別図(その1) ～ 別図(その3) (省略)						別図(その1) ～ 別図(その3) (変更なし)							

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
新旧対照表

第10編 バックエンド研究施設の管理

令和4年8月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第10編 バックエンド研究施設の管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第10編 バックエンド研究施設の管理</p> <p>目次 (省略)</p> <p>第1条 ～ 第26条 (省略)</p> <p>別表第1-1 (省略)</p>	<p>第10編 バックエンド研究施設の管理</p> <p>目次 (変更なし)</p> <p>第1条 ～ 第26条 (変更なし)</p> <p>別表第1-1 (変更なし)</p>	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前							変更後							備考
別表第1-2 最大取扱量 グローブボックス (1/6)							別表第1-2 最大取扱量 グローブボックス (1/6)							
使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	
A-1	0.02	0.2 (天然)*1 0.02 (5%未満)	0.02	0.2	3.7 × 10 ⁶ *5	実験室(VI)	A-1	0.02	0.2 (天然)*1 0.02 (5%未満)	0.02	0.2	3.7 × 10 ⁶ *5	実験室(VI)	
A-2	1	10 (天然) 1 (5%未満)	1	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(VI)	A-2	1	10 (天然) 1 (5%未満)	1	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(VI)	
A-3	1	10 (天然) 1 (5%未満)	1	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(VI)	A-3	1	10 (天然) 1 (5%未満)	1	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(VI)	
A-4	0.5	5.5(天然) 1 (5%未満)	0.97	7.5	3.7 × 10 ⁶	実験室(VI)	A-4	0.5	5.5(天然) 1 (5%未満)	0.97	7.5	3.7 × 10 ⁶	実験室(VI)	
A-5	1	10 (天然) 1 (5%未満)	1	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(VI)	A-5	1	10 (天然) 1 (5%未満)	1	10	3.7 × 10 ⁶	実験室(VI)	
A-6	12	5 (天然) 0.2(5%未満)	0.2	2	3.7 × 10 ⁸	実験室(VI)	A-6	12	5 (天然) 0.2(5%未満)	0.2	2	3.7 × 10 ⁸	実験室(VI)	
A-7	12	2 (天然) 0.2(5%未満)	0.2	2	3.7 × 10 ⁸	実験室(VI)	A-7	12	2 (天然) 0.2(5%未満)	0.2	2	3.7 × 10 ⁸	実験室(VI)	
A-8	0.1	1 (天然) 0.1(5%未満)	0.1	1	3.7 × 10 ⁶ *5	実験室(VI)	A-8	0.1	1 (天然) 0.1(5%未満)	0.1	1	3.7 × 10 ⁶ *5	実験室(VI)	
A-9	0.5	5 (天然) 0.5(5%未満)	0.5	5	3.7 × 10 ⁶ *5	実験室(VI)	A-9	0.5	5 (天然) 0.5(5%未満)	0.5	5	3.7 × 10 ⁶ *5	実験室(VI)	
A-10	0.2	1.5(天然)	0.01	1	—	実験室(VIII)	A-10	0.2	1.5(天然)	0.01	1	3.7 × 10 ⁶	実験室(VIII)	
A-11, 12 及びA-13*2	0.3	3 (天然)	0.02	1.5	—	実験室(VIII)	A-11, 12 及びA-13*2	0.3	3 (天然)	0.02	1.5	—	実験室(VIII)	
B-1 及び B-2 *3	10	100 (天然)*4 100 (劣化)*4 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 1 (93.3%以上 98%以下)	10	100	3.7 × 10 ⁸	実験室(III)	B-1 及び B-2 *3	10	100 (天然)*4 100 (劣化)*4 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 1 (93.3%以上 98%以下)	10	100	3.7 × 10 ⁸	実験室(III)	

最大取扱量の変更

- *1 研修生の実習では天然ウランのみを使用する。
- *2 3基のグローブボックスにおける最大取扱量の合計を示す。
- *3 2基のグローブボックスにおける最大取扱量の合計を示す。
- *4 研修生の実習では天然ウラン及び劣化ウランのみを使用する。
- *5 1F燃料デブリを含む。

- *1 研修生の実習では天然ウランのみを使用する。
- *2 3基のグローブボックスにおける最大取扱量の合計を示す。
- *3 2基のグローブボックスにおける最大取扱量の合計を示す。
- *4 研修生の実習では天然ウラン及び劣化ウランのみを使用する。
- *5 1F燃料デブリを含む。

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前							変更後							備考
別表第1-3 最大取扱量 グローブボックス (2/6)							別表第1-3 最大取扱量 グローブボックス (2/6)							
使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	
B-3 及び B-4 *1	10	100 (天然) *2 100 (劣化) *2 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 1 (93.3%以上 98%以下)	10	100	3.7 × 10 ⁸ *3	実験室(III)	B-3 及び B-4 *1	10	100 (天然) *2 100 (劣化) *2 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 1 (93.3%以上 98%以下)	10	100	3.7 × 10 ⁸ *3	実験室(III)	
B-5	0.002	0.1 (天然) 0.1 (5%未満)	—	—	7.4 × 10 ⁷	アイソレーション ルーム(II) 上部	B-5	0.002	0.1 (天然) 0.1 (5%未満)	—	—	7.4 × 10 ⁷	アイソレーション ルーム(II) 上部	
B-6	0.01	1 (天然) 1 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁷	フロッグマン 準備室上部	B-6	0.01	1 (天然) 1 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁷	フロッグマン 準備室上部	
B-7	0.01	1 (天然) 1 (劣化) 0.01 (5%未満) 0.01 (5%以上 20%未満) 0.01 (20%以上 46%未満) 0.01 (46%以上 93.3%未満) 0.01 (93.3%以上 98%以下)	0.001	0.01	3.7 × 10 ⁵	実験室(V)	B-7	0.01	1 (天然) 1 (劣化) 0.01 (5%未満) 0.01 (5%以上 20%未満) 0.01 (20%以上 46%未満) 0.01 (46%以上 93.3%未満) 0.01 (93.3%以上 98%以下)	0.001	0.01	3.7 × 10 ⁵	実験室(V)	
C-1	<u>200</u>	500 (天然) 500 (劣化) 10 (5%未満)	—	10	1.85 × 10 ⁸ *3	実験室(IV)	C-1	<u>40</u>	500 (天然) 500 (劣化) 10 (5%未満)	—	10	1.85 × 10 ⁸ *3	実験室(IV)	
C-2	<u>40</u>	1,000 (天然) 1,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	1.85 × 10 ⁸ *3	実験室(IV)	C-2	<u>200</u>	1,000 (天然) 1,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	1.85 × 10 ⁸ *3	実験室(IV)	
C-4	1	200 (天然) 20 (5%未満)	—	—	1.85 × 10 ⁸	実験室(IV)	C-4	1	200 (天然) 20 (5%未満)	—	—	1.85 × 10 ⁸	実験室(IV)	
C-7	5	1,000 (天然) 1,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	1.11 × 10 ⁷ *3	実験室(IV)	C-7	5	1,000 (天然) 1,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	1.11 × 10 ⁷ *3	実験室(IV)	
C-8	0.0016	10 (天然) 10 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁶ *3	廃液処理室(VI)	C-8	0.0016	10 (天然) 10 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁶ *3	廃液処理室(VI)	

Pu の最大取扱量の入れ替えに伴う変更
Pu の最大取扱量の入れ替えに伴う変更

*1 2基のグローブボックスにおける最大取扱量の合計を示す。
*2 研修生の実習では天然ウラン及び劣化ウランのみを使用する。
*3 1F燃料デブリを含む。

別表第1-4 ~ 別表第1-7
(省略)

*1 2基のグローブボックスにおける最大取扱量の合計を示す。
*2 研修生の実習では天然ウラン及び劣化ウランのみを使用する。
*3 1F燃料デブリを含む。

別表第1-4 ~ 別表第1-7
(変更なし)

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前							変更後							備考	
別表第1-8 最大取扱量 フード (1/3)							別表第1-8 最大取扱量 フード (1/3)								
使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考		
H-1	—	2,000 (天然) 6,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁸ *2	実験室(IV)	H-1	—	2,000 (天然) 6,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁸ *2	実験室(IV)	核燃料物質の種類を追加	
H-2	0.01	2,000 (天然) 2,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁸ *2	実験室(IV) グローブ付	H-2	0.01	2,000 (天然) 2,000 (劣化) 10 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁸ *2	実験室(IV) グローブ付		
H-3	0.0016	100 (天然) 10 (5%未満)	—	—	7.4 × 10 ⁷ *2	実験室(IV)	H-3	0.0016	100 (天然) <u>100 (劣化)</u> 10 (5%未満)	—	—	7.4 × 10 ⁷ *2	実験室(IV)		核燃料物質の種類を追加
H-4	—	100 (天然) 10 (5%未満)	—	—	7.4 × 10 ⁷	実験室(IV)	H-4	—	100 (天然) 10 (5%未満)	—	—	7.4 × 10 ⁷	実験室(IV)		
H-5	0.0016	100 (天然) 100 (劣化)	0.01	100	3.7 × 10 ⁸ *2	実験室(IV)	H-5	0.0016	100 (天然) 100 (劣化) <u>10 (5%未満)</u>	0.01	100	3.7 × 10 ⁸ *2	実験室(IV)		
H-6	—	100 (天然) 100 (劣化)	—	100	3.7 × 10 ⁸ *2	実験室(IV)	H-6	—	100 (天然) 100 (劣化)	—	100	3.7 × 10 ⁸ *2	実験室(IV)		
H-7	—	100 (天然) 1 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満)	—	100	3.7 × 10 ⁸	実験室(III)	H-7	—	100 (天然) 1 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満)	—	100	3.7 × 10 ⁸	実験室(III)		
H-8	—	100 (天然) 1 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満)	—	100	3.7 × 10 ⁸	実験室(III)	H-8	—	100 (天然) 1 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満)	—	100	3.7 × 10 ⁸	実験室(III)		
H-9	0.0016	100 (天然) 1 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	0.01	100	2.24 × 10 ⁸ *1	実験室(III)	H-9	0.0016	100 (天然) 1 (劣化) 20 (5%未満) 20 (5%以上 20%未満) 10 (20%以上 46%未満) 10 (46%以上 93.3%未満) 0.1 (93.3%以上 98%以下)	0.01	100	2.24 × 10 ⁸ *1	実験室(III)		

*1 照射済分析試料含む。

*2 1 F燃料デブリを含む。

*1 照射済分析試料含む。

*2 1 F燃料デブリを含む。

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前	変更後	備考
別表第1-9 ~ 別表第1-10 (省略)	別表第1-9 ~ 別表第1-10 (変更なし)	

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表 (第10編 バックエンド研究施設の管理)

変更前							変更後							備考
別表第1-11 最大取扱量 実験室							別表第1-11 最大取扱量 実験室							
使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	使用場所	Pu (g)	U (g)	²³³ U (g)	Th (g)	使用済燃料 (Bq)	備考	
実験室(IV) *1	0.00016	2 (天然)	—	—	3.7 × 10 ⁴ *2	焼き付け、 封入	実験室(III) *1	0.00016	2 (天然)	—	—	3.7 × 10 ⁵ *2	焼き付け、 封入	
		2 (劣化)					2 (劣化)							
実験室(VI) *1	0.00016	2 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁵ *2	焼き付け、 封入	実験室(IV) *1	0.00016	2 (天然)	—	—	3.7 × 10 ⁴ *2	焼き付け、 封入	
		1 (天然)							2 (劣化)					
実験室(VI) *1	0.00016	1 (5%未満)	—	—	3.7 × 10 ⁵ *2	焼き付け、 封入	実験室(VI) *1	0.00016	1 (天然)	—	—	3.7 × 10 ⁵ *2	焼き付け、 封入	
		1 (5%未満)							1 (5%未満)					
実験室(VII)-1	18	100 (天然)	100	100	—	固体密封、 固体封入*3	実験室(VII)-1	18	100 (天然)	100	100	—	固体密封、 固体封入*3	
		100 (5%未満)							100 (5%未満)					
実験室(VII)-2	18	100 (5%以上 20%未満)	100	100	—	固体密封、 固体封入*3	実験室(VII)-2	18	100 (5%以上 20%未満)	100	100	—	固体密封、 固体封入*3	
		150 (93%以上 93.5%以下)							100 (5%以上 20%未満)					
分析室(I) *1	0.00016	2 (天然)	0.001	1	3.7 × 10 ⁴ *2	封入、 圧縮成型、 焼結	分析室(I) *1	0.00016	2 (天然)	0.001	1	3.7 × 10 ⁴ *2	封入、 圧縮成型、 焼結	
		2 (劣化)							2 (劣化)					
分析室(II) *1	0.00016	2 (5%未満)	0.001	1	3.7 × 10 ⁴ *2	焼き付け、 封入	分析室(II) *1	0.00016	2 (5%未満)	0.001	1	3.7 × 10 ⁴ *2	焼き付け、 封入	
		2 (5%以上 20%未満)							2 (5%以上 20%未満)					
精密測定室	0.00016	1 (20%以上 46%未満)	0.001	1	3.7 × 10 ⁵ *2	焼き付け、 封入	精密測定室	0.00016	1 (20%以上 46%未満)	0.001	1	3.7 × 10 ⁵ *2	焼き付け、 封入	
		1 (46%以上 93.3%未満)							1 (46%以上 93.3%未満)					
		0.01 (93.3%以上 98%以下)							0.01 (93.3%以上 98%以下)					

使用場所の追加に伴う追記

*1 グローブボックス及びフードの取扱量を除く。

*2 1 F 燃料デブリを含む。

*3 実験室(VII)-1 及び実験室(VII)-2 において封入された状態で取り扱う核燃料物質は濃縮ウラン(ペレット)のみ。

*1 グローブボックス及びフードの取扱量を除く。

*2 1 F 燃料デブリを含む。

*3 実験室(VII)-1 及び実験室(VII)-2 において封入された状態で取り扱う核燃料物質は濃縮ウラン(ペレット)のみ。

原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定 新旧対照表（第10編 バックエンド研究施設の管理）

変 更 前	変 更 後	備 考
別表第2 ～ 別表第14 (省略) 別図(その1) ～ 別図(その4) (省略)	別表第2 ～ 別表第14 (変更なし) 別図(その1) ～ 別図(その4) (変更なし)	